

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条の規定に基づき、次のとおり予防接種を実施しますので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 10 月 1 日

南知多町長 石 黒 和 彦

1 予防接種の種類

新型コロナウイルス感染症

2 対象者

南知多町に住民登録がある者で、次のいずれかに該当し、当該予防接種を希望する者

（1）接種当日 65 歳以上の者

（2）接種当日 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に
自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫
不全ウイルスにより免疫の機能に障害があり、身体障害者手帳 1 級を有する者

3 予防接種を行う期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までのうち各医療機関で定める予防接種を行う日時

4 予防接種を行う場所

別紙のとおり

5 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

（1）予防接種を受けることが適当でない者

ア 明らかな発熱を呈している者

イ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

ウ 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

エ その他、医師により予防接種を行うことが不適当な状態にあるという診断を受けた者

(2) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

イ 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

ウ 過去にけいれんの既往のある者

エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

カ 抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者

6 他の予防接種との関係

2 種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができる。

7 接種料金（自己負担）

4,500 円

令和7年度 南知多町 予防接種を行う場所

新型コロナウイルス感染症

医療機関名	所 在 地
医療法人 上床医院	豊浜字中村 23 番地の 1
医療法人 大岩医院	豊浜字上大田面 12 番地の 1
医療法人共生会 みどりの風 南知多病院	豊丘字孫廻間 86 番地
白井医院	師崎字向島 1 番地
愛知県厚生農業協同組合連合会 知多厚生病院	美浜町大字河和字西谷 81 番地 6
医療法人瑞心会 渡辺病院	美浜町大字野間字上川田 45 番地 2
医療法人 浜田整形外科・内科クリニック	美浜町古布屋敷 182 番地 5
医療法人ふれあい会 美浜クリニック	美浜町大字北方字山鼻 7 7 番地 7